

2021 年（令和 3 年）7 月 31 日

令和 3 年度

第 2 回藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会

現地視察資料

生活・文化拠点配置図



※地区計画による容積率

【公共施設の概要】

- 奥田公園：面積約17,000㎡
- 奥田公園駐車場：平成7年築 駐車台数 410台
- 市民会館：昭和43年築 延床面積 10,590㎡
- 旧南市民図書館：昭和38年築 延床面積 1,315㎡
- 旧近藤邸：大正14年築 延床面積 173㎡（昭和56年に現位置に移築）

4. 境川右岸鵠沼東地区地区計画

藤沢都市計画地区計画の変更（藤沢市決定）

藤沢都市計画地区計画境川右岸鵠沼東地区地区計画を次のように変更する。

名 称	境川右岸鵠沼東地区地区計画	
位 置	藤沢市鵠沼東、鵠沼石上一丁目及び鵠沼石上二丁目	
面 積	約5.1ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	うるおい・にぎわい空間の創出を図り、生活・文化機能を充実させるため、多機能交流拠点整備計画に基づき、本区域を中心に、生活・文化創出の拠点整備を図る。 したがって、本計画は、生活・文化等の都市機能の集積を図り、奥田公園や多目的広場と一体となつたうるおい・にぎわいの都市環境の形成と適正な土地利用の誘導を目標とする。
	土地利用の方針	各種都市機能の充実及び良好な市街地の形成を図るためA地区・B地区の二地区に区分し、それぞれ次の方針に基づき、土地利用を誘導する。 (A地区) 生活・文化拠点として、奥田公園・多目的広場等と一体的に、文化・情報・交流施設等の機能の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を推進する。 (B地区) 生活・文化拠点に隣接する地区として、都市型住宅・業務施設等の機能の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を推進する。
	地区施設の整備方針	奥田公園・多目的広場及び既存の道路網と関連させ、歩道状空地を確保し、楽しく歩けるデッキやプロムナードの整備を図っていく。
	建築物等の整備の方針	(A地区) A地区については、生活・文化の拠点にふさわしい文化・情報・交流施設の整備、誘導を図るため、建築物の用途、壁面後退等の必要な基準を設ける。 (B地区) B地区については、都市型住宅等の施設の整備、誘導を図るため建築物の用途容積率等の必要な基準を設ける。
	緑化の方針	奥田公園・多目的広場等と一体となつて、緑にあふれたうるおいのある街並みを形成するため、敷地内緑化、公共空間での緑化を進めていく。

当初決定 H 5. 2. 23 市告示第 245 号
変 更 H 11. 11. 8 市告示第 208 号

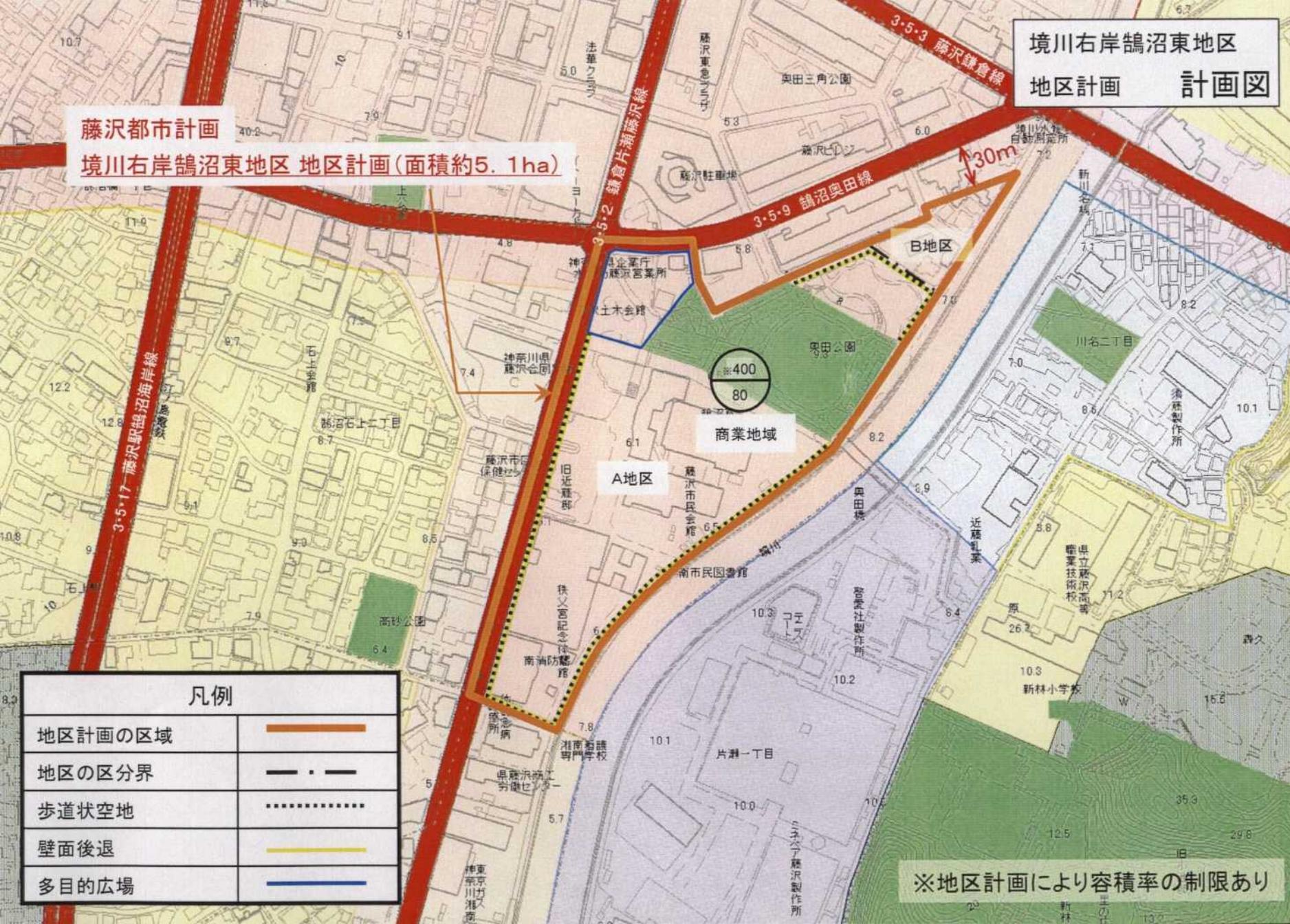
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	歩道状空地	幅員 延長	2メートル 約740メートル	
		多目的広場		約3,500平方メートル	
		地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
			地区の面積	約4.9ha	約0.2ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げるものは建築してはならない。 1 住宅 2 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの 3 倉庫業を営む倉庫 4 キャバレー 5 まあじやん屋、ぱちんこ屋又は射的場 6 低照度飲食店、区画型飲食店 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2に規定するもの		次の各号に掲げるものは建築してはならない。 1 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの 2 倉庫業を営む倉庫 3 キャバレー 4 まあじやん屋、ぱちんこ屋又は射的場 5 低照度飲食店、区画型飲食店 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2に規定するもの	
	壁面の位置の制限	A地区周辺道路に接する敷地は、建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの水平距離を2メートル以上とする。 ただし、奥田公園及び多目的広場の区域は除く。			
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	30/10 ただし、敷地面積が500平方メートル未満は20/10とする。			
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁、設備及び屋外広告物等は、良好なまちなみを創出するため、周囲の景観と調和したものとする。			

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由
新用途地域の決定に伴い、本案のとおり変更するものである

境川右岸鵠沼東地区
地区計画 計画図

藤沢都市計画
境川右岸鵠沼東地区 地区計画(面積約5.1ha)



凡例	
地区計画の区域	
地区の区分界	
歩道状空地	
壁面後退	
多目的広場	

※地区計画により容積率の制限あり

奥田公園及び同駐車場の概要

1. 奥田公園について

所在地：藤沢市鵜沼東12番

公園種別：近隣公園

都市計画決定年月日：1993年（平成5年）2月23日

【当初】1957年（昭和32年）12月13日

都市計画決定面積：約1.0ha

供用開始年月日：1966年（昭和41年）10月1日

供用開始面積：16,648.87㎡（約1.7ha）

主な公園施設：

駐車場、エレベーター、トイレ、水飲み、ブランコ、滑り台、鉄棒、砂場、
スプリング遊具、健康遊具、芝生広場、多目的広場



2. 奥田公園駐車場について

供用開始年月日：1995年（平成7年）8月

敷地面積：10,170.92㎡

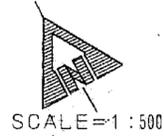
規模：平屋建一部2階建

構造：鉄筋コンクリート造、一部PC造

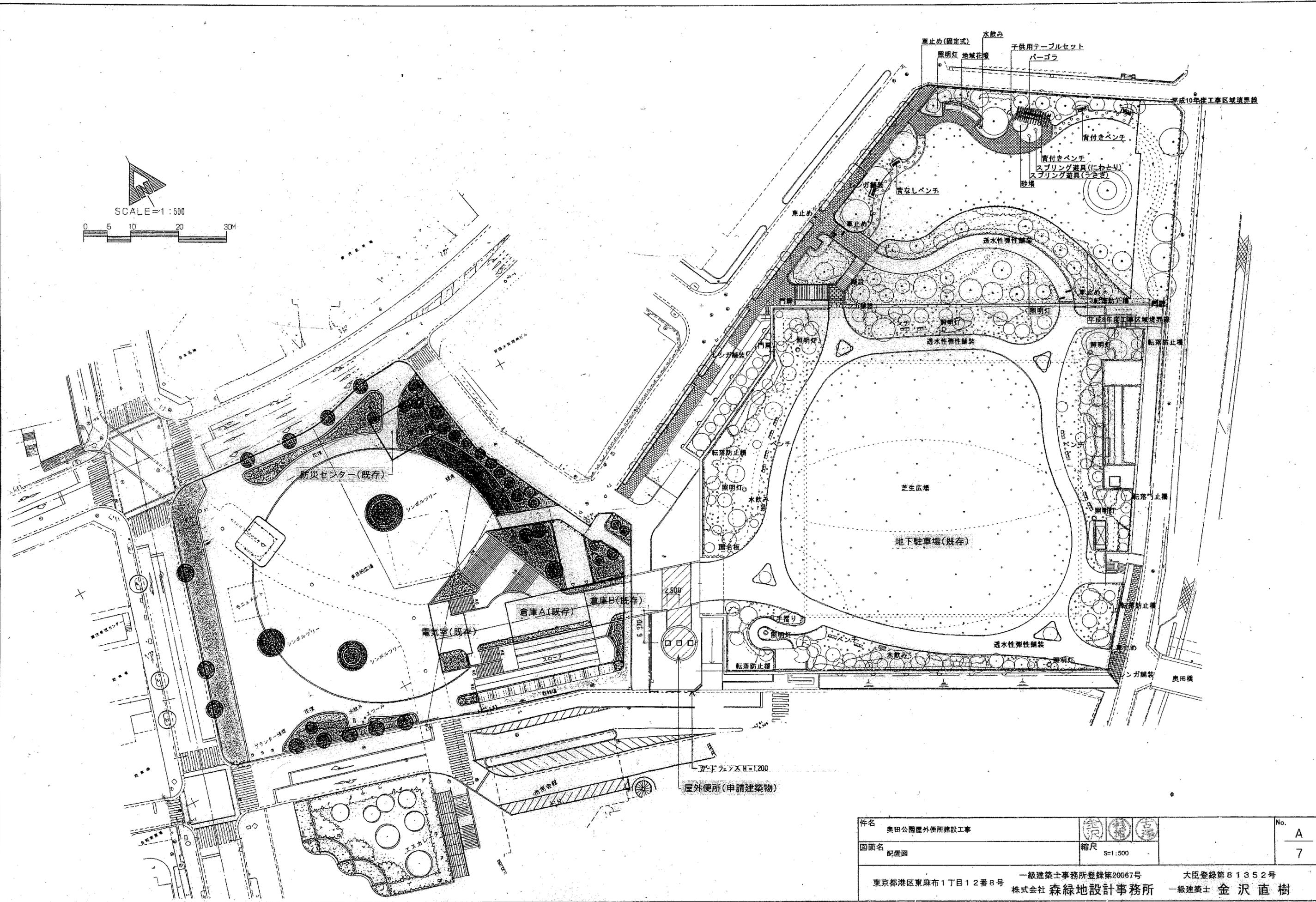
駐車台数：410台（機械式駐車354台、自走式56台）

管理運営：公益財団法人藤沢市まちづくり協会

※都市公園法第5条に基づく公園施設設置管理許可



SCALE=1:500



件名	奥田公園屋外便所建設工事		No.
図面名	配便図		A 7
		縮尺	S=1:500
東京都港区東麻布1丁目12番8号		一級建築士事務所登録第20067号 株式会社 森緑地設計事務所	大臣登録第81352号 一級建築士 金沢直樹



駐車場管理室



機械式駐車354台、自走式56台、合計410台駐車可能



●お問い合わせ●

奥田公園駐車場

〒251-0026 藤沢市鶴沼東5番3号 TEL 0466-27-6191

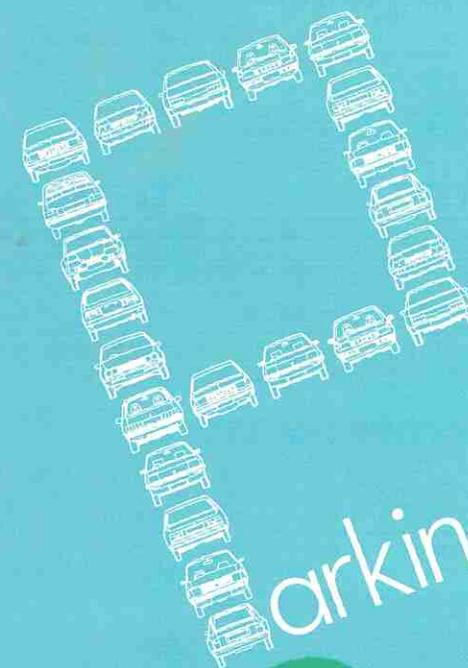
藤沢市役所公園課

〒251-0054 藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466-25-1111

財団法人 藤沢市まちづくり協会

〒252-0805 藤沢市円行二丁目3番地の17 TEL 0466-46-7788

OKUDAKŌENCHUSHAJŌ



奥田公園駐車場

藤 沢 市

財団法人 藤沢市まちづくり協会

利用案内

■ **利用時間** 7:00~23:00
 ※午後11時以降の出庫はできません。
 夜間駐車の場合は別途料金が必要です。

■ **休日** 1月1日

■ **駐車料金** ※平成11年4月1日改正

一般利用者	最初の1時間まで400円、以後30分ごとに200円
公共施設利用者	最初の1時間まで160円、以後30分ごとに80円
夜間利用者	21:30~翌朝8:30まで、一律1,000円

公共施設（市民会館、南市民図書館、秩父宮記念体育館）を利用された方はそれぞれの施設で確認を受けてください。

● 駐車できる自動車は次の通りです。

	長さ	幅	高さ	重さ
自走式駐車	5.0m	1.9m	2.1m	2.0t
機械式駐車	5.0m	1.78m	1.55m	1.7t

● 定期券及び回数券の種類・金額

定期券	種類	平日(月曜日から金曜日)、祝祭日は、除く (午前7時から午後9時まで)	全日
	金額	8,000円(1カ月)	25,000円(1カ月)
回数券	種類	2,200円券	6,800円券
	金額	2,000円	6,000円

※定期券、回数券の販売は駐車場管理事務所にて行っております。

■ **駐車場利用上の注意事項**

1. 駐車券は、折り曲げたり、汚したりしないでください。
2. 場内での盗難、事故等についての責任は負いかねます。
3. 発火性、引火性の物品、その他危険物の場内への持ち込みは禁止いたします。
4. 係員の指示には必ず従ってください。

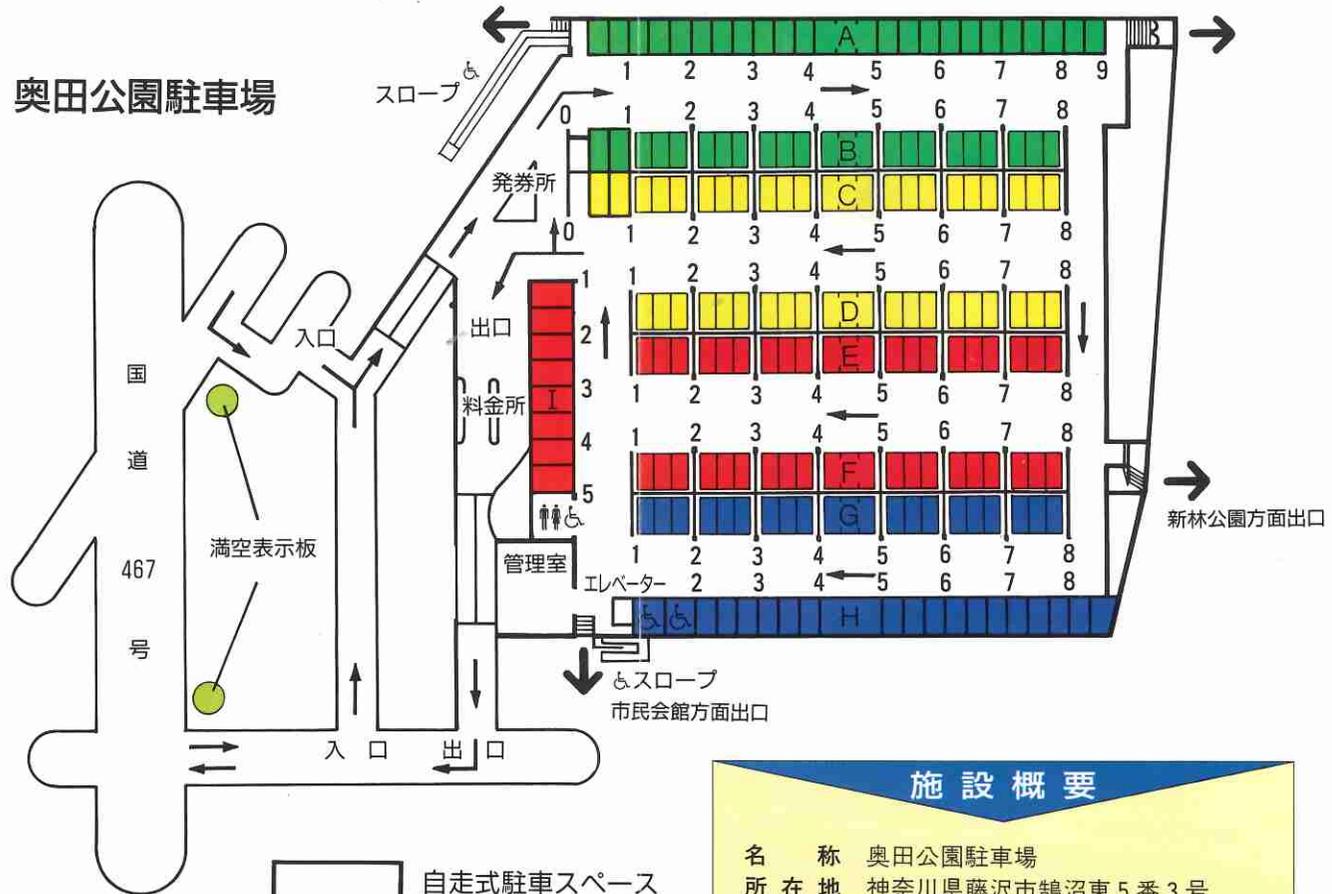
■ **駐車場利用方法**

1. 入り口で一旦停止し駐車券をお取りください。
2. 標識及び係員の指示に従い、バック入庫で駐車してください。
3. 機械式駐車場を利用される場合は、運転者のみで入庫し、アンテナ等は下げてください。
4. お帰りの際は出口ゲート前で一旦停止し、駐車券を機械に挿入して、表示された金額をお支払いください。(回数券を利用される場合は、駐車券挿入後続けて挿入してください)

■ **お願い**

混雑時にはご迷惑をかけることもありますが、ご理解の上安全円滑な運営ができますようご協力をお願いいたします。

奥田公園駐車場



- 自走式駐車スペース
エリア(A, H, I)
- 機械式駐車スペース
エリア(B, C, D, E, F, G)

施設概要

名称	奥田公園駐車場		
所在地	神奈川県藤沢市鶴沼東5番3号		
面積	敷地面積	10,170.92㎡	
	建築面積	6,848.96㎡	
	床面積	1階	10,268.96㎡
		中2階	20.50㎡
	2階	152.59㎡	
	延床面積	10,442.05㎡	
規模	平屋建一部2階建		
構造	鉄筋コンクリート造、一部PC造		
駐車台数	410台(自走式駐車56台、機械式駐車354台)		
管理運営	財団法人 藤沢市まちづくり協会		
総事業費	31億5,000万円		
事業の経過			
工事着工	平成5年3月		
工事完了	平成7年6月		
一般供用開始	平成7年8月		

旧南市民図書館の概要

1 藤沢市図書館の運営方針について

藤沢市の図書館サービスは、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」をモットーに、4市民図書館11市民図書室を連携させ、乳幼児から高齢者まですべての市民を対象とした全域サービスを基本としています。

2 旧南市民図書館について

旧南市民図書館は、1963年（昭和38年）に中央図書館として開館しました。その後本市の発展とともに図書館利用も増大し、新たな中央図書館建設の機運が高まりました。そして1986年（昭和61年）に総合市民図書館が開館し、それまでの中央図書館は南市民図書館として、1987年（昭和62年）に再スタートしました。南市民図書館は、藤沢・鶴沼・片瀬・村岡地区をサービスエリアとした分館で、海に近いことから、海をテーマとした図書資料を網羅的に収集し、その蔵書に特徴を出しています。

◎所在地：藤沢市鶴沼東8番2号

◎敷地面積：1,413.70㎡（延床面積1,314.70㎡）

◎蔵書数：185,914件（H30年度 総合市民図書館＝544,382件）

◎来館者数：352,581人（H30年度 1日平均1,183人）

3 駅前商業施設への暫定移設について

南市民図書館は2019年（令和元年）7月1日に、ODAKYU 湘南 GATE 6階に暫定移設されました。これは旧南市民図書館に対する市民等からの意見や、「藤沢市これからの図書館検討委員会」（藤沢市図書館の今後のあり方を検討するため平成27・28年度に設置。メンバーは学識経験者や市民等）からの報告を踏まえたもので、耐震性への不安やバリアフリーに対応していないなどの理由からです。

4 暫定移設された南市民図書館の特色について

多様なライフスタイルに対応し、幅広い世代の利用を促すため、次の様な取り組みを行っています。

- ①開館日、開館時間を拡大しました（休館日を月4回から月1回へ。開館時間は平日が午前10時～午後8時、土日祝日が午前10時～午後6時）。
- ②駅前の立地を生かし、商業施設入り口付近にブックポストを設置しました。
- ③市民ギャラリーや常設展示室と連携したイベント等を実施しています。
- ④キッズトイレやベビー休憩室を設置し、子育て世代へのサービスの充実を図りました。

以 上

藤沢市民会館及び旧近藤邸

1 市民会館について

施設の概要

所在地：藤沢市鵜沼東 8 番 1 号

敷地面積：17,754.16 m²

建築面積：4,636.97 m²

延建築面積：10,589.84 m²

(1) 大ホール棟・小ホール会館棟

建築面積：大ホール棟 1,808.42 m²、小ホール会館棟 1,679.32 m²

構造：鉄筋コンクリート造 一部 S 造

大ホール棟地下 1 階地上 4 階建

小ホール会館棟地下 1 階地上 3 階建

建築工期：昭和 42 年 3 月～昭和 43 年 7 月

開館：昭和 43 年 10 月 1 日

総工費：総額 6 億 5 千万円

主たる施設：

大ホール棟 大ホール 1,380 席

楽屋 No. 1～5、リハーサル室、シャワー室

小ホール会館棟

1 階 小ホール 434 席、楽屋 No. 1、2 シャワー室、

第 2 展示集会ホール 319 m²、いす席 150 席 立席 200 席

2 階 第 1 会議室 43 m² 人員 16 人、第 2 会議室 109 m² 人員 60 人

教養室 51 m² 人員 36 人、和室 48 m² 人員 36 人

3 階 第 3 会議室 51 m² 人員 30 人、まつ 129 m² 人員 60 人

ふじ 58 m² 人員 40 人、かわせみ 29 m² 人員 10 人、

さくら (和室) 52 m² 人員 30 人

(2) 第 1 展示集会ホール棟

建築面積：1,068.23 m²

構造：鉄骨 ALC 造地上 2 階 一部 3 階建

建築工期：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 3 月

開館：昭和 61 年 4 月 1 日

総工費：総額 3 億 7 千万円

主たる施設：

2 階 第 1 展示集会 373 m²、いす席 250 席 立席 500 席

ロビー 244.00 m²、レストラン 164.23 m² 収容人員 80 人

2 旧近藤邸について

建築：1952 年 (大正 14 年)

施主：近藤 賢二氏、設計者：遠藤 新氏

移築：1981 年 (昭和 56 年)

構造：木造 2 階建、面積：173.39 m² (1 階 146.06 m² 2 階 27.33 m²)

附属設備使用料

●大・小ホール附属設備使用料

種別	附属設備名	単位	使用料	
			大ホール	小ホール
照明用設備等	A1セット(準備用)	1式	2,000円	
	B1セット	1式	3,500円	
	C1セット	1式	8,500円	
	D1セット	1式	14,000円	
	A2セット(準備用)	1式		800円
	B2セット	1式		1,400円
	C2セット	1式		2,000円
	D2セット	1式		4,500円
	1.5kWスポットライト	1台	150円	150円
	1kWスポットライト	1台	100円	100円
	500Wスポットライト	1台	50円	50円
	1kWシンブルライト	1台	200円	200円
	ハイクオリティカッターライト	1台	200円	200円
	1kWピンスポットライト	1台	300円	300円
	2kWクセノンピンスポット	1台	500円	
	1kWクセノンピンスポット	1台		300円
PSTスポットライト	1台	500円	500円	
プロジェクタースポットライト	1台	300円	300円	
オブジェクターレンズ	1個	100円	100円	

種別	附属設備名	単位	使用料	
			大ホール	小ホール
照明用設備等	エフェクトマシン	1台	600円	600円
	液のエフェクトマシン	1台	1,000円	1,000円
	オーロラマシン	1台	1,000円	1,000円
	ストロボ	1台	800円	800円
	ミラーボール	1台	300円	300円
	音響用設備等	拡声装置A1 マイク3本	1式	2,000円
拡声装置B1 マイク6本		1式	3,000円	
拡声装置A2 マイク2本		1式		1,000円
拡声装置B2 マイク5本		1式		2,000円
マイクワゴン		1本	900円	900円
ワイヤレスマイク1ch		1式	1,000円	1,000円
補助ミキサーA 24ch		1式	1,500円	1,500円
補助ミキサーB 12ch		1式	500円	500円
ステージスピーカー		1台	1,200円	1,200円
ホールバックスピーカー		1台	500円	500円
テープレコーダー		1台	600円	600円
レコードプレーヤー		1台	600円	600円
CDプレーヤー		1台	600円	600円
MDデッキ		1台	600円	600円
エコーマシン		1台	600円	600円
3点吊装置	1台	300円	300円	

種別	附属設備名	単位	使用料	
			大ホール	小ホール
映写用設備等	スライド映写機(スクリーン付)	1式	500円	500円
	OHP(スクリーン付き)	1式	500円	500円
	スクリーン	1式	300円	200円
	プロジェクター(スクリーン付)	1式	1,000円	1,000円
舞台用設備等	音響反射板	1式	3,000円	3,000円
	オーケストラピット	1式	4,000円	
	オーケストラひな壇	1式	5,000円	
	譜面台10台	1組	300円	300円
	譜面台(電灯付)10台	1組	500円	500円
	ピアノ スタインウェイ	1台	5,000円	5,000円
	ピアノ ヤマハCF	1台	3,000円	3,000円
	ピアノ カワイK300	1台	500円	
	ピアノ ヤマハUX1	1台		500円
	演台	1台	200円	100円
	能舞台	1式	3,000円	2,500円
	所作台	1式	2,500円	1,500円
	平台	1枚	100円	100円
	山台	1式	150円	150円
	花道舞台	1式	300円	
	松羽目	1式	700円	450円
	屏風(金・銀・鳥ノ子)	1双	700円	700円
	紗幕	1枚	200円	
	糊毛せん(小)	1枚	200円	200円
糊毛せん(大)	1枚	800円	800円	
長巻ぶとん	1枚	100円	100円	
大太鼓	1台	200円	200円	
スモークマシン	1台	500円	500円	
ドライアイスマシン	1台	500円	500円	
持込設備用電源	1kW	100円	100円	

●展示集会ホール・会議室附属設備使用料

附属設備名	単位	使用料	備考
拡声装置	1式	500円	マイク2本
テープレコーダー	1台	600円	マイク1本
ピアノ ヤマハCF	1台	1,000円	第1展示集会ホール
ピアノ ヤマハ(アップライト)	1台	500円	第2展示集会ホール
テレビモニター	1式	900円	ビデオ専用
プロジェクター	1式	800円	
スライド映写機	1式	100円	
OHP	1式	100円	
移動式スクリーン	1式	100円	
ダンスフロアパネル	1枚	100円	122cm×122cm
持込設備用電源	1kW	100円	

- 備考 (1) 使用料は1回の使用区分に対する額です。
 (2) ピアノ使用料には、調律料を含みません。
 (3) スモークマシンはオイル別、ドライアイスマシンはドライアイス別です。
 (4) ピアノスタンウェイは、小ホールでの使用ができない場合があります。

藤沢市民会館案内図



市民会館には駐車場はございません。
 公共交通機関か、奥田公園駐車場(有料)を御利用ください。

藤沢市民会館

〒251-0026 藤沢市鶴沼東8番1号

TEL 0466(23)2415
 FAX 0466(25)1525

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

藤沢市民会館 利用のご案内

使用申込み

1 申込み手続き

施設名	申込み期間
大ホール 小ホール	使用月の12ヶ月前の5日から 使用日の15日前まで
展示集会ホール 会議室・集会室	使用月の12ヶ月前の5日から 使用日の前日まで
楽屋・リハーサル室 シャワー室・附属設備	使用月の12ヶ月前の5日から 使用当日まで

- ※申込み期間開始日は抽選会を行います。
 ※申込み期間開始日は変更になる場合があります。必ず抽選会予定表をご確認ください。
 ※抽選会は、市内の方を優先とさせていただきます。市外の方は、抽選会終了後に受付します。来館受付は13:00から、電話受付は14:00から開始します。
 ※使用者(具体的に催物の内容のわかる方)が会館受付に直接お越しください。施設の空き状況は電話でのお問い合わせも可能です。

抽選会予定表

抽選会場：第2展示集会ホール(変更になる可能性があります。)

使用年月	抽選日
2022年4月	2021年4月6日(火)
5月	5月7日(金)
6月	6月8日(火)
7月	7月6日(火)
8月	8月5日(木)
9月	9月7日(火)
10月	10月5日(火)
11月	11月5日(金)
12月	12月7日(火)
2023年1月	2022年1月5日(水)
2月	2月8日(火)
3月	3月8日(火)

抽選会の流れ

- 受付…10:00までに会場にお越しください。お越しいただいた順に整理券を配布します。受付は9:00から開始します。
- 抽選…時間になりましたら、抽選を行い、施設使用申請ができる順番を決定します。
- 施設使用許可申請…②の抽選で決まった順に市民会館受付にて、使用許可申請手続き(利用料金の支払いを含む)をしていただきます。

抽選参加時の注意事項

- 抽選参加者は、1団体1名とします。2名以上の参加があったことが明らかになった場合、団体の抽選結果は無効とします。

- 同一の抽選会に参加した者同士で、その抽選対象月に共同して催しを行うことはできません。
- 申請後の利用者の変更や利用内容の変更はできません。
- 使用希望日が月をまたぐ場合は、両月の抽選会に参加してください。

2 受付時間

午前9時から午後5時まで(休館日は除く)

3 休館日

- 月曜日(ただし、月曜日が休日にあたる場合は閉館)
- 休日の翌日(ただし、休日の翌日が土・日・休日にあたる場合は閉館)
- 12月28日～翌年1月4日まで

4 連続使用の期間

原則として同一催物で連続して利用できる期間は5日間です。

5 使用料の納付

施設使用料は、使用許可申請と同時に支払ってください。なお、附属設備使用料については当日までにお支払いください。

6 事前の打ち合わせ

- 大・小ホールの催物については、使用日の15日前までに会館職員と必ず打ち合わせをしてください。
- プログラム、チケット、進行表等は出来上がりしだい提出してください。
- ホール側で配置する要員以外、必要に応じて舞台技術者を主催者で手配していただく場合があります。

7 使用日等の変更・取消と使用料について

- 原則として一度お支払いいただいた使用料は、お返ししません。
- ①使用日の変更はできません。
 使用時間の延長や繰り上げは施設が空いていれば可能です。その場合は追加料金をいただきます。使用時間を一部短縮する場合の使用料は、お返しできません。
 上演時間・上演回数の変更は可能です。それにより既納使用料に不足が生じた場合は追加料金をいただきます。しかし既納使用料に過納額が発生した場合はお返しできません。
 - ②使用会場を変更することはできません。ただし、使用会場を追加することは出来ます。その場合は追加料金をいただきます。
 - ③使用しなくなった会場は、必ず取り消し申請をしてください。既納使用料は原則としてお返ししません。
 ただし、申請済みの会場を取り消す場合で
 ・大・小ホール、楽屋、リハーサル室、シャワー室、附属設備は使用日の60日前まで
 ・展示集会ホールは使用日の20日前まで
 ・会議室、集会室は使用日の10日前までに取り消し申請をされた場合は、既納使用料の5割を銀行振込でお返しいたします。
 ※その他、詳しくは受付にお問い合わせください。

8 その他

市の事業等の都合により申込みできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。施設の空き状況につきましては、事前に市民会館までお問い合わせください。

使用上の注意

1 注意事項

- 各施設収容人数を超える入場はできません。
- 準備・片づけ（道具類の搬入・搬出を含む）は、使用許可時間内に行ってください。
- 会場使用後のゴミ等は、主催者がお持ち帰りください。
- 宅配便等のお預かり及び展示物・道具類の保管はできません。
- ポスターや案内板等は、会館内外の定められた場所のみに設置してください。
- 物品販売、サンプル等の配布、募金活動、写真及び動画の撮影、電気器具等の持ち込み、入場券・整理券等の発行、飲食を伴うときは、事前に会館へご相談ください。
- 敷地内は、全面禁煙です。
- 営業目的で使用できる施設は、大・小ホール及び第一・第二展示集会ホールのみです。
- ホールを使用する場合は、プログラム、式次第等の催物内容が明らかになる書類をご提出ください。
- 施設使用時は、必要な整理員を配置してください。
- 他の利用者の迷惑となる行為や危険物等の持ち込み、和室の畳が傷む行為はおやめください。
- その他、会館職員の指示に従ってください。
- 詳しい内容については、お問い合わせください。

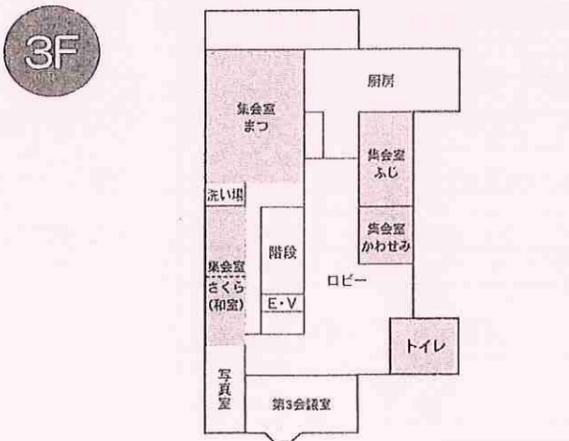
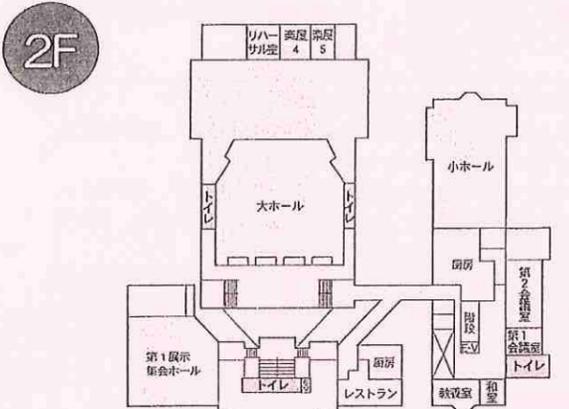
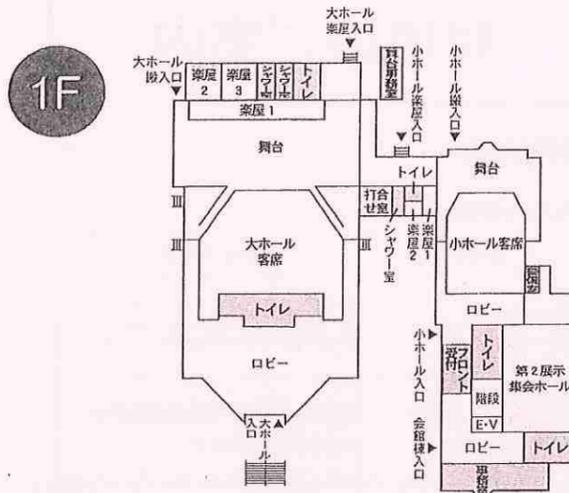
2 損害賠償

会館の施設、附属設備、備品等を損傷、滅失したときは、直ちに会館職員に届け出てください。なお、損害については賠償していただきます。

3 その他

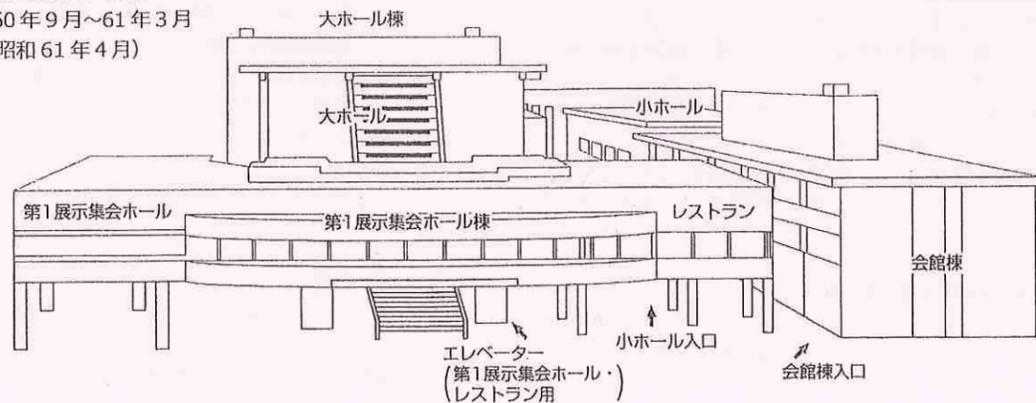
条例、規則及びこれに基づく会館職員の指示に違反したときは、使用を制限、又は停止若しくは取消すことがあります。

施設平面図



施設概要

- 所在地 藤沢市鶴沼東8番1号
 敷地面積 17,754.16㎡
 建築面積 4,636.97㎡
 延床面積 10,589.84㎡
 構造 ●大ホール棟（地下1階地上4階建）
 ●小ホール会館棟（地下1階地上3階建）
 ●第1展示集会ホール棟（地上2階一部3階建）
 建築工期 ●大ホール棟及び会館棟
 昭和42年3月16日～43年7月31日
 （開館昭和43年10月1日）
 ●第1展示集会ホール棟
 昭和60年9月～61年3月
 （開館昭和61年4月）



施設使用料

◎大ホール基本使用料

施設名 (収容人員)	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9:00~13:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	
大ホール (1,380人)	一般使用	平日	29,100円	54,900円	73,200円	84,000円	128,100円	157,200円
	休日等		37,400円	68,000円	88,400円	105,400円	156,400円	193,800円
	商業宣伝		124,800円	189,200円	245,900円	314,000円	435,100円	559,900円

◎大ホール楽屋使用料

施設名	収容人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00~13:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
楽屋№1	50人	大ホール使用料に含まれます					
楽屋№2	4人	200円	400円	500円	600円	900円	1,100円
楽屋№3	4人	200円	400円	500円	600円	900円	1,100円
楽屋№4	6人	250円	450円	550円	700円	1,000円	1,250円
楽屋№5	6人	250円	450円	550円	700円	1,000円	1,250円
リハーサル室		900円	1,000円	1,300円	1,900円	2,300円	3,200円
シャワー室	男女各2人	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円

◎小ホール基本使用料

施設名 (収容人員)	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9:00~13:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00	
小ホール (434人)	一般使用	平日	9,300円	15,500円	21,800円	24,800円	37,300円	46,600円
	休日等		11,400円	20,300円	26,100円	31,700円	46,400円	57,800円
	商業宣伝		29,800円	52,300円	67,300円	82,100円	119,600円	149,400円

◎小ホール楽屋使用料

施設名	収容人員	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00~13:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
楽屋№1	15人	小ホール使用料に含まれます					
楽屋№2	4人	200円	400円	500円	600円	900円	1,100円
シャワー室	男女各1人	200円	200円	200円	400円	400円	600円

※使用者が大・小ホールの楽屋を相互に使用することはできません。

大・小ホール、展示集会ホールの使用料金について

- 附属設備を使用される場合は、別途料金をいただきます。
- この表に規定する時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、超過又は繰り上げの時間1時間につきそれぞれの基本使用料の3割に相当する額とします。
- 大・小ホールの使用に伴う準備及び片付け並びに練習のために使用する場合は、それぞれの基本使用料の3割に相当する額とします。
- 入場料等を徴収する場合（商業宣伝を除く）それぞれの基本使用料に次の割合を加算いたします。
 入場料等の最高額
 1,001円～3,000円・・・10割増
 3,001円～5,000円・・・20割増
 5,001円～・・・30割増
- 展示集会ホールにおいて次のような催物に使用する場合は、それぞれの基本使用料に次の割合を加算いたします。
 ①営利又は商品の展示を目的の使用・・・10割増
 ②商品の展示即売（第2展示集会ホールのみ使用可）・・・20割増
- 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

◎展示集会ホール基本使用料

施設名 (収容人員)	面積	使用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
第1展示集会ホール (いずろ250席、立席500人)	373㎡	平日	5,500円	9,300円	12,200円	14,800円	21,500円	27,000円
		休日等	5,800円	9,400円	12,400円	15,200円	21,800円	27,600円
第2展示集会ホール (いずろ150席、立席200人)	319㎡	平日	3,700円	6,500円	7,800円	10,200円	14,300円	18,000円
		休日等	4,800円	7,100円	9,400円	11,900円	16,500円	21,300円

◎会議室基本使用料

施設名 (収容人数)	基本使用料 (1時間につき)	◎集会室基本使用料	
		施設名 (収容人数)	基本使用料 (1時間につき)
第1会議室 (16人)	400円	まつ (60~80人)	750円
第2会議室 (60人)	650円	ふじ (30~40人)	350円
第3会議室 (30人)	500円	かわせみ (10~20人)	300円
教養室 (36人)	350円	さくら (和室) (24~30人)	500円
和室 (36人)	350円	さくら (和室) 2分の1使用	300円

会議室、集会室の使用料金について

使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、超過又は繰り上げの時間1時間につき、それぞれの基本使用料の2割を加算いたします。

◎冷暖房使用料

冷房 (6/1~9/30)	平日基本使用料の2割
暖房 (11/1~3/31)	平日基本使用料の3割

使用条件

各施設で使用条件が異なります。詳細はお問い合わせください。

	発表会等	音楽 (ピアノ・合唱等)	商業宣伝 資料目的	展示即売	入場料・講習料	会議・研修 サークル活動	宴会	持込宴会
大ホール	○	○	○	○	○	○	○	○
小ホール	○	○	○	○	○	○	○	○
第1展示集会ホール	○	○	○	○	○	○	○	○
第2展示集会ホール	○	○	○	○	○	○	○	○
第1会議室						○		
第2会議室						○		
第3会議室						○※	○	
教養室						○		
和室						○		
まつ							○	
ふじ							○	
かわせみ							○	
さくら							○	

※同フロアに集会室があるため、音の影響を受ける可能性があります。

その他

- レストラン「アブローズ」
 面積 164.23㎡ 客席数 80席
 営業時間 10:00~

旧近藤邸の移築保存の経緯

1979年(S54)

12月末

取壊しの情報入る・遠藤楽、樋口清、宮井昭隆らにより実測調査開始

1980年(S55)

1月 朝日新聞湘南版に「取り壊しか」の記事が掲載・見学者が多数訪れる

2月 「旧近藤邸を守る会」発足
「新建築」「住宅建築」取材
藤沢市長葉山峻氏が見学

3月 「百円募金」開始
朝日新聞神奈川版「残照」掲載
NHKテレビロータリーで放映

4月 陳情のための署名集め

5月 藤沢市長へ移築保存を陳情

6月 藤沢市、移築保存を決定

7月 藤沢市と具体的要望の話し合い

8月 旧近藤邸解体

11月 移築工事開始

1981年(S56)

2月 暖炉に火を灯すための募金開始

3月 移築竣工

4月 一部をカトリアコーナー(結婚相談所)として生まれ変わる

1988年(S63)

3月 カトリアコーナー廃止
見学者に全面開放

1989年(H1)

12月 かながわの建築物100選に選ばれる

2002年(H14)

8月 国の登録文化財に指定される

旧近藤邸によせて

大正14年に建てられた「旧近藤邸」が、藤沢市の手によって保存の運びとなり、藤沢市民会館の前庭に移築され、新しく市民の施設として生まれ変わった。

この保存運動は地元の婦人たちの手によって展開され、驚くべき短期間にその実現を見たもので、たぐいまれなるこの運動に対して建築家協会から表彰を受けるに至った。

大正14年といえば、あの関東大震災の直後のことであり、人々の脳裏に地震に対する恐怖が焼きつけられた時期だった。したがって、この家には地震に対する様々な工夫が盛り込まれている。

設計者の遠藤新は、この時36歳で、帝国ホテル建築のために来日していたフランク・ロイド・ライトの助手として6年間を過ごした後、独立して自分自身の事務所を開いて間もない頃のことだった。それだけに、この家には何か強い意欲を感じることができる。

彼は建物をできるだけ軽く作ろうとする配慮から、ツー・バイ・フォー(2×4)の工法を取り入れ、屋根も軽い材料(建築当時は栗こば葺き)で葺かれていた。これらの配慮は地震のおそろしさが未ださめやらぬ時期においては、当然のことだったと思う。

以上の工夫は構造上の工夫だが、この家について特筆しなくてはならないのは、むしろ住宅そのものの、“生活の場”としての工夫にあったと思われる。

日本に古くから伝わる文化に背をむけることなく、新しい文明を取り入れて、和と洋とが一体となって、それぞれ単体では得られなかった新しい効果を生み出している。この様な建物が生まれたのは、設計者のみによるものではなく、建て主である近藤賢二氏も真実を追い求める人であったからに違いない。

そして、この度の保存が、歴史学者の理論によって残されたのではなく、近隣住民の愛情によるものであったことに大きな意義があるのだと思う。

遠藤 楽(建築家)

旧近藤邸 kyu-kondoutei

国登録文化財



旧近藤邸は、関東大震災の直後の1925年(大正14年)、藤沢市辻堂の松林に別荘として建てられました。当時の和洋折衷の代表的な建物といわれています。建て主の近藤賢二氏没後、所有者が変わり、老朽化に伴って取り壊しが決定されましたが、保存を望む声が、近隣の住民や建築家から起こりました。「旧近藤邸を守る会」を中心とする1年余りの保存運動の結果、藤沢市によって移築保存されることになりました。1981年3月、藤沢市民会館の前庭に移築され、今日に至っています。旧近藤邸を設計した遠藤新は、1914年(大正3年)に東京帝国大学を卒業後、帝国ホテル(旧館)の設計で知られるアメリカの建築家フランク・ロイド・ライトに6年間師事し、その思想を学ぶと同時に、日本の生活と風土に合わせた独特の様式を編み出しました。常に建築と人間との調和を考え、西欧の模倣ではない“真の日本の住宅”を追い求めた遠藤新の精神を、旧近藤邸の随所に読みとることができます。



交通案内

JR東海道本線藤沢駅南口
小田急線藤沢駅 下車徒歩10分
江ノ電藤沢駅

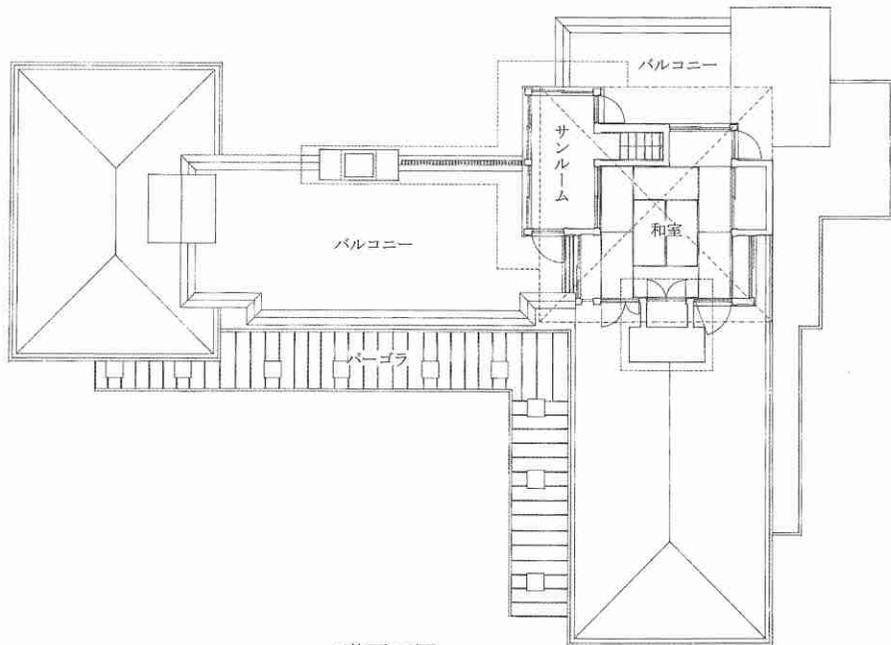
旧近藤邸利用案内

所在地: 神奈川県藤沢市鵜沼東8番1号
見学時間: 午前9時から午後5時まで(入場無料)
休館日: 月曜日、休日の翌日、12/28~1/4

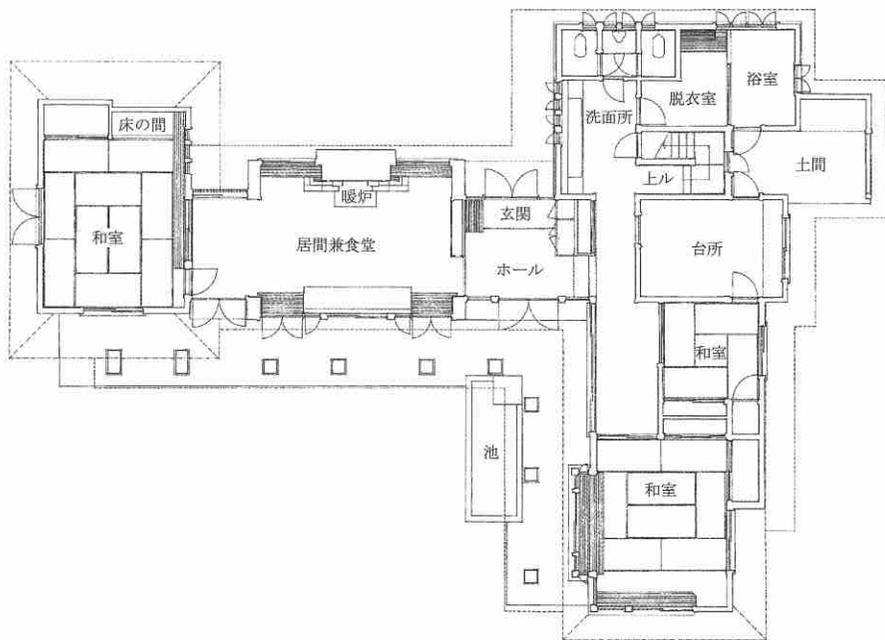
問い合わせ先

藤沢市民会館
〒251-0026 藤沢市鵜沼東8番1号
TEL. 0466(23)2415
FAX. 0466(25)1525

作成/2014.8
協力・構成/山口紗由、平井充



2階平面図



1階平面図



移築当時 / 撮影 秋山 実

建築概要

建物名：旧近藤邸
 所在地：元・神奈川県藤沢市辻堂東海岸3-4
 現・神奈川県藤沢市鶴沼東8番1号
 施主：近藤賢二（当時 朝日石綿工業社長）
 現所有者／藤沢市
 設計：遠藤 新（えんどう・あらた）
 施工：女良正吉建築事務所（1925年）
 移築工事：鹿島建設（1981年）
 構造規模：木造2階建て
 敷地面積：約3,000坪（元所在地）
 延床面積：173.39㎡
 （1階146.06㎡、2階27.33㎡）

主な外部仕様

屋根：栗こば葺（軒裏一部しっくい塗）
 移築後はコロニアル
 壁：下見板張（一部しっくい塗）
 建具：木製建具

主な内部仕上

天井：全室／しっくい塗
 壁：全室／しっくい塗
 床：板張／（和室／畳）
 設備
 暖炉：暖房／大谷石積（居間）

資料 「住宅建築」1981年10月号より

設計者

遠藤 新（1889～1951）
 福島県相馬郡 福田村生まれ。大正12年東京帝国大学を卒業後、明治神宮造営局勤務。その後、帝国ホテル（旧館）の設計のために来日していたフランク・ロイド・ライトのチーフアシスタントとして従事する。自然と調和し人間性の回復を求めた有機的建築家として知られている。



建て主

近藤賢二（1874～1948）
 兵庫県淡路島生まれ。明治27年同志社大学を卒業後、北海道の牢獄教戒師、台湾総督府後藤新平の秘書官、ライジングサン石油支配人、横浜電気鉄道取締役等を経て、近藤邸建設当時は朝日石綿工業、他教社を経営。近藤氏には子供が11人おり、子供たちとこの別荘で過ごす時間を大切にしていたといわれている。

